

恵庭市いじめ問題調査委員会調査報告書

令和7年3月27日

恵庭市いじめ問題調査委員会

目次

第1部 調査の目的・調査組織の概要

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
 - (1) いじめ防止対策推進法
 - (2) 当該学校におけるいじめ防止基本方針
- 3 本調査を開始するに至った経緯の概要
 - (1) 学校の認知のきっかけ
 - (2) 学校の調査
 - (3) 教育委員会の調査
 - (4) 学校の判断
- 4 当該■■■■Aについて
- 5 調査組織
 - (1) 恵庭市いじめ問題調査委員会
 - (2) 構成員
- 6 調査期間
 - (1) 調査委員会開催日時
 - (2) 保護者からの聴き取り
 - (3) 学校関係者及び教育委員会担当者からの聴き取り

第2部 調査対象と調査の方法

- 1 調査対象の選定
 - (1) Aの主張
 - (2) A保護者の主張
 - (3) 調査の方針
 - (4) 調査の範囲
- 2 調査の方法
 - (1) Aからの聴き取り
 - (2) A保護者からの聴き取り
 - (3) 関係■■■■からの聴き取り調査等
 - (4) 学校関係者からの聴き取り
 - (5) 教育委員会からの聴き取り

第3部 事実認定

- 1 本件に関わる学校及び学級の状況等
 - (1) 令和4年度の当該学校の状況
 - (2) 当該学級について
- 2 いじめのきっかけとなった授業中のトラブル
 - (1) Aの主張(4月下旬のトラブルについて)
 - (2) 調査により確認された内容
 - (3) 確認された事実
- 3 令和4年4月下旬から同年7月下旬頃までのいじめの概要
 - (1) Aの主張(12月23日の聴き取り)
 - (2) 調査により確認された内容
 - (3) いじめの確認
 - (4) 確認された事実
- 4 Aが希死念慮を抱いて川の近くを歩いたこと
 - (1) Aの心情と行動
 - (2) 調査により確認された内容
 - (3) 調査委員会の調査
 - (4) 調査委員会の聴き取り
 - (5) Aの心情と行動に対する調査委員会の判断
 - (6) 調査委員会の総合的な判断
- 5 いじめと心身の重大な被害との因果関係について
 - (1) いじめの継続
 - (2) 周りの■■■■の対応
 - (3) 結論

第4部 本事案における学校の対応

- 1 いじめの認知
 - (1) 学校の認知
 - (2) 教育委員会の認知
- 2 初期対応
 - (1) 第1次認知とそれ以降
 - (2) 第2次認知

3 本来求められる対応・課題整理

- (1) 総論
- (2) 第1次認知
- (3) 第2次認知
- (4) 学校の対応

4 第2次認知以降の対応

- (1) 基本方針の視点
- (2) 学校の対応
- (3) Aに対する聴き取り調査
- (4) 初期対応の課題
- (5) 年度末から年度初めの対応

5 学校の情報共有

- (1) いじめアンケート
- (2) 管理職の対応

6 いじめ・不登校対策委員会

7 からの聴き取り体制

8 教育委員会への報告・連絡・相談

第5部 教育委員会の対応

- 1 本事案認知後の学校への指導
- 2 重大事態の扱いについての判断

第6部 再発防止策

- 1 学校のいじめ防止基本方針といじめ対策組織の適正な整備及び運用
 - (1) 事案発生時と現在の当該学校の基本方針と対策組織
 - (2) 学校における適正な体制整備の在り方
 - (3) 教育委員会における適正な体制整備の在り方
- 2 教職員の研修
- 3 地域の教育力の活用

第1部 調査の目的、調査組織の概要

1 はじめに

本調査は、令和4年7月下旬頃、恵庭市立■■■■学校（以下「当該学校」又は「学校」という）■■年生の■■が「生きているか分からない」などの気持ちを有し、恵庭市内の川の周辺を歩いていたことが、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第28条第1項第1号のいじめによる心身に重大な被害をもたらした重大事態の疑いにあたるとして、いじめに関する事実の調査及びいじめと心身の重大な被害との因果関係の有無並びに再発防止策の提言を目的として行ったものである。

なお、検証に当たっては、「恵庭市立■■■■学校いじめ防止基本方針（平成31年2月改訂）」（以下 基本方針）に基づいて行う。また、本事案の端緒である■■の授業中のトラブル発生時の段階（令和4年4月）では、発行されていなかったものではあるが、文部科学省の「生徒指導提要」（令和4年12月発行）の考え方を適宜示すことにより、課題を明確にしていく。

2 いじめの定義

（1）いじめ防止対策推進法

同法第2条においていじめの定義が規定され、当該学校がいじめ防止基本方針（平成31年2月改訂）はこれを踏まえて次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）当該学校におけるいじめ防止基本方針

ア いじめの態様

当該学校がいじめ防止基本方針では、いじめの態様の例として次のように示している。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句などと言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される。等

イ いじめと判断するときの留意事項

いじめと判断するときの留意事項として次のように示されている。

- ① いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに当たるか否かを判断する。
- ③ 善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- ④ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

3 本調査を開始するに至った経緯の概要

(1) 学校の認知のきっかけ

令和4年12月22日、当該[](以下 A という)の保護者([])は、当該学校の教頭に対し、令和4年4月下旬、A が在籍する[]年[]組(以下 当該学級という)での[]の授業中のトラブルをきっかけとして、A が、男子[]B (以下 B という)、及び他の[]からも悪口を言われていた、思い詰めた A は川に行って自殺を考えたが、通りかかった地元住民や[]に助けられたなどと電話で訴えた。

なお、担任は令和4年5月12日に、A 保護者([])からの報告により[]の授業中のトラブルをきっかけとした悪口などで A が辛い思いしていることを知ることとなったが、教頭への報告が不適切であり、学校は十分に認知するに至らなかった。

(2) 学校の調査

学校は、同年12月下旬から令和5年2月中旬までの間、A、B 他十数名の[]から複数回にわたり聴き取りを行った。

(3) 教育委員会の調査

令和5年1月26日、恵庭市教育委員会(以下 市教委という)担当者は、A 保護者([])が A 本人から聞いた内容について聴取りをした。

令和5年2月7日、市教委担当者は教頭、生徒指導主事と A 保護者([])との話し合いの席に同席し、A 及び、A 保護者([])から聴き取りを行った。

(4) 学校の判断

学校は、市教委の助言を受け、令和5年7月7日に本事案はいじめによる重大事態の疑いにあたると報告し、本調査委員会が調査を開始した。

4 当該[] A について

A は、令和4年2月、恵庭市外の[]学校から当該学校[]年生に転入した。

令和4年4月、A は[]年[]組に在籍した。

A の欠席等の状況は、令和4年4月26日、27日、28日(遅刻)、5月10日(早退)、12日、13日、16日、17日、18日、19日、6月20日、令和5年2月3日である。また、A は、令和4年5月10日、5月11日に保健室を利用している。

5 調査組織

(1) 恵庭市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という)

恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会条例第2条により設置

(2) 構成員

委員長 相馬 哲也 (大学教員)
副委員長 馬場 政道 (弁護士)
委員 古山 明美 (社会福祉士)
委員 小野澤 淳 (医師)
委員 河田 祐輔 (臨床心理士)

6 調査期間

(1) 調査委員会開催日時

実施日	委員会	概要
R5.9.12	第1回	調査委員会への諮問
R5.12.4	第2回	保護者等への説明事項及び調査の進め方等
R5.12.19	第3回	関係者への聴き取り調査の進め方等
R6.1.23	第4回	調査実施前説明事項、聴き取り調査分担等
R6.2.27	第5回	聴き取り調査内容の報告等
R6.4.9	第6回	聴き取り調査内容の確認等
R6.5.16	第7回	聴き取り調査内容の分析及び追加調査の検討
R6.6.27	第8回	追加調査の回答結果確認等
R6.8.1	第9回	再度の聴き取り調査の報告、分析等
R6.9.5	第10回	調査報告書の作成の進め方等
R6.10.17	第11回	調査報告書の作成の考え方の整理等
R6.11.28	第12回	追加調査の回答結果確認及び調査報告書内容検討
R6.12.12	第13回	調査報告書内容検討
R7.1.23	第14回	調査報告書内容検討
R7.2.13	第15回	調査報告書内容検討
R7.3.13	第16回	調査報告書内容検討
R7.3.27	第17回	調査報告書内容確認・提出

(2) 保護者からの聴き取り

実施日	対象者	概要
R6.2.16	■	本調査に関する事前説明、本事案に対する主訴の確認、学校等への認識等
R6.7.23	■	R5 4月～7月にかけてのAの状況

(3) 学校関係者及び教育委員会担当者からの聴き取り ※対象者は発生時の職名

実施日	対象者	概要
-----	-----	----

R 6. 2. 20	担任	A と B の様子、学級の状況等
R 6. 2. 22	教頭	R 5 における担任からの報告、学校の状況等
R 6. 2. 27	教頭	R 5 5 月 12 日以降の詳細、12. 22 以降の詳細
R 6. 2. 27	校長	学校におけるいじめ防止の体制、運営方針等
R 6. 3. 28	■■■■教諭	トラブル発生時の状況等
〃	生徒指導主事	学校体制及び担当主事としての本件の対応
R 6. 7. 24	市教委担当者	学校に対する指導・助言等について

第 2 部 調査対象と調査の方法

1 調査対象の選定

(1) A の主張

ア 令和 4 年 4 月下旬、■■■■の授業において、グループ発表があった。その際同一のグループとなった B との間でトラブルとなり、B から悪口を言われるようになった。A は他の■■■■からも同様な言葉を言われるようになった。

イ B と他の■■■■による A への悪口は続いた。

ウ A は、令和 4 年 7 月下旬頃、「いきているかわからない」「今つらいなら死んじやうか」「いなくなったら悲しむだろうな」「死にたいというか、消えたい感じ」という気持ちになり、川のほとりを歩いていた。

エ A に対する悪口はその後も続いた。

オ A は令和 4 年 10 月の教育相談で担任にいじめが続いていることを訴えた。

カ A は、同年 12 月の学校における聴き取り、令和 5 年 2 月の学校及び教育委員会の聴き取りにおいて、いじめの内容とそれによる心情、行動について話した。

(2) A 保護者の主張

ア A 保護者(■)は、令和 4 年 5 月 12 日、A のクラス担任に対し、令和 4 年 4 月下旬の■■■■の授業をきっかけとして、A が B 及び他の■■■■から前記(1、(1))の悪口により学校に行けなくなったことを訴えた。A 保護者(■)は A の訴えを記載したメモを作成し、メモを担任に示した。担任はメモの写しを取り、保管した。

イ 令和 4 年 11 月 22 日、A 保護者(■)は三者懇談で、自分が作成したメモを渡し、担任にいじめを訴えた。メモには、■■■■の時間に嫌味を言われたこと、他の時にも悪口があることが記載されている。担任はメモを保管した。

ウ 令和 4 年 12 月 22 日、A 保護者(■)は電話で教頭に対し、4 月の授業において B とトラブルになったことを発端に悪口を言われるようになった、A は思い詰めて川に行って自殺を考えたが通りかかった地元の住民や■■■■に助けられたと訴えた。また、教頭に対し担任には 2 回メモを渡していることを伝えた。

(3) 調査の方針

本調査は、いじめにより心身に重大な被害をもたらしたという事実の存否、因果関係の有無を判断するものである。まず、いつ、誰が、どこで、どのような言動をしたのか、

そして、それがいじめにあたるか、また、どのような精神的不安と言動をもたらしたのかを判断し、次に、いじめにあたる事実と精神的不安・行動をもたらした事実との間に因果関係があるかを判断する。

(4) 調査の範囲

授業中にトラブルが発生した令和4年4月下旬からAが川の近くまで行ったと思われる同年7月下旬頃までに、いじめの事実があったのか、そして、その期間のAの精神的不安による言動への影響の有無が調査の対象となる。

なお、7月下旬以降のいじめに関する事実の有無は、調査の対象たる事実の間接的資料となる。

2 調査の方法

調査委員会は、当該学校、市教委保存の資料の調査・検討とともに、聴き取り調査については、次のような方針で調査を実施した。

(1) Aからの聴き取り

Aからの聴き取りは、調査の核心部分であるいじめと精神的不安による言動の事実の有無の判断に必要であった。同時に、Aの心身への影響を考慮し、Aが聴き取りに応じない場合には保護者を介して聴き取りに対応できるかを確認した。また、■■■■時期を考慮し、Aの都合を優先して聴き取りの日程を検討した。しかしながら、最終的には聴き取りに応じたくないというAの意思を保護者により確認した。Aに対する書面による調査も検討したが、最終的には保護者の意向により実施しないという判断に至った。

(2) A保護者からの聴き取り

A保護者については、A保護者(■■■■)を対象に1回、A保護者(■■)だけを対象に1回の聴き取り調査を行った。A保護者(■■)を対象に行う際には事前に書面による質問を送付の上、実施した。

(3) 関係■■■■からの聴き取り調査等

これらについては、以下の理由から実施しないこととした。

○学校の調査段階で複数回にわたり聴き取りがなされており、その資料を調査することはいじめの有無について一定の判断が可能であること。

○すでに学校において複数回にわたって聴き取り調査が行われており、本調査委員会による更なる聴き取りは■■■■への過度な負担となる可能性があること。

○■■学年の年度末、■■■■の時期にあたり、学業への影響が懸念されること。

なお、当該年度において、3回のいじめアンケート(以下 アンケートという)や「心の健康調査【心と体のチェックリスト】」(以下 ストレスチェックという)が実施されていることから、関係■■■■への書面によるアンケート調査についても実施しないこととした。

(4) 学校関係者からの聴き取り

令和4年当時の校長から1回、教頭から2回、生徒指導主事から1回、■■■■教科担任から1回、学級担任から1回をそれぞれ2名の委員により実施した。また、補充的な聴き取りを書面で当時の校長に1回、教頭に2回、担任に1回、現校長に2回実施した。

(5) 教育委員会からの聴き取り

当時の教育支援課長から1回実施したほか、補充的聴き取りを書面にて1回実施した。

第3部 事実認定

1 本件に関わる学校及び学級の状況等

(1) 令和4年度の当該学校の状況

■年生■学級 ■組■人、■組■人 ■
■年生■学級 ■組■人、■組■人 ■
■年生■学級 ■組■人、■組■人 ■
教職員 校長、教頭、教諭等■名、養護教諭■名 職員■名 計■名

(2) 当該学級について

担任 教職経験■年、着任■年目
生徒 男子■名 女子■名 計■名

2 いじめのきっかけとなった授業中のトラブル

Aに対する悪口の事実の有無を判断するためにきっかけの状況を調査した。

(1) Aの主張(4月下旬のトラブルについて)

令和4年4月下旬、当該学級の■の授業は、グループ発表の学習であった。5人で一組の班体制となった。A、Bと他3人が班メンバーとなり、Bが班長となったが、Bは、発表の準備に長時間を要していた。発表の際、Bはまだ準備ができていず、俺が出ても時間がかかる、恥しいから嫌だと話し、他の2人は発表したくないと話した。Aが時間をかけた人が発表すべきと話すと、BはAに対し、「そんなに言うならお前行けよ」と言った。Aは他のもう一人が一番上手と話し、その■が発表した。

(2) 調査により確認された内容

ア Aは、5月12日、前記(1)の■授業時のトラブルをA保護者(■)に話し、■はその内容をメモにし、持参した。それを担任に示している。
イ A保護者(■)は12月22日、教頭に電話をした際に、このトラブルについて話している。
ウ Bは令和5年2月16日の聴き取りにおいてトラブルを認めている。
エ ■の教科担任は、4月下旬の■のグループ学習においてAとBが言い争いをするなどトラブルがあったと聴き取り調査において回答している。

(3) 確認された事実

従って、令和4年4月下旬、当該学級の■授業時にAとBの間でトラブルがあったことが認められる。

3 令和4年4月下旬から同年7月下旬頃までのいじめの概要

(1) Aの主張(12月23日の聴き取り)

ア 前記2の■の授業時のトラブルをきっかけとして、Bは「頭おかしいよ」「チビ」とAの悪口を言っている。

イ Bには6月以降も1か月に1回「カバ」と言われる、周囲に言いふらし悪口が広がっている。

ウ BのほかCにも5月頃に「鼻がでかい」と後ろから聞こえるように言われた。

(2) 調査により確認された内容

ア Aは、5月12日に、Aの■に悪口の内容を詳細に話し、■が作成したメモが残されている。メモには、「あいつ頭おかしいよ」「きらわれてるよね」「カバ」「早くいなくなればいいのに」と言われたとの記載がある。

イ 調査委員会の聴き取りにおいて、担任は、■授業時のトラブルを原因として、BからAへの度を越した悪口があり、ほかのクラスの■にも吹聴していることから、悪質な悪口、いじめという認識をもったと回答している。

ウ 10月の教育相談で、Aは担任にBからの悪口が続いていると訴えた。

エ 11月30日、A保護者(■)がいじめを訴えたメモを担任に渡している。

オ A保護者(■)は、12月22日、教頭にいじめの内容を具体的に説明し、Aが川まで行き死のうとしたと話した。教頭は、12月23日、Aから聴取りをしてAの保護者(■)の話を確認した。

カ 令和5年2月7日、教頭、市教委担当者が当該学校校長室にて、始めは保護者、その後A本人も加わり聴き取りをした際、Aは4月の■の授業中のトラブルの後、最初の一週間は酷かったが、次の週以降はそうでもなくなった、月1回程度の悪口は続いていると訴えている。

キ Bは、令和5年2月16日の学校における聴き取りにおいて「調子のんな」「頭おかしい」と吹聴したことを認めている。また、6月には担任からそういった行動はいじめであると指導されたと回答している。

ク 12月23日の学校における聴き取りでは、CはAの悪口を言ったと話し、DはB、Cが中心になって悪口を言ったと話している。令和5年2月15日の学校における聴き取りでは、BがAの悪口をいいふらして、Dも同調して笑ったと話している。

ケ 調査委員会の聴き取りにおいて、A保護者(■)は、Aが5月20日に登校して以降もBから悪口を言われていると話している。

コ 令和4年5月18日に実施されたアンケートにおいて、Aは、「嫌な思いをしたことがある」に○印をつけ、その関連質問に対しては、ア「冷やかしかからかい、悪口を言われる」に○印をつけている。

サ 6月の職員会議で、AとBとの言い合いが2件あったとの報告がなされ、職員H誌にその記載がある。

(3) いじめの確認

以上の事実から、本事案は、次のようにいじめの事実が認められる。

ア 令和4年4月下旬、当該学校■年■組の■の授業中のトラブルを契機として、Aに対し、B他数名の■による「頭おかしい」「カバ」「チビ」などの言葉が発せられるようになった。この言葉は、いじめの具体例の悪口にあたり、法、当該学校のいじめ防止基本方針におけるいじめに該当する。

イ アのいじめにあたる悪口は、同年7月下旬頃まで頻度は多くないものの続いていたと認められる。このことは、■年■組の担任が、Aの訴えにより3回(1回目

は5月20日、2回目は10月頃、3回目は12月2日）にわたりBに対しAに謝罪させていたことから裏付けられる。

ウ Aが転校してきた■学年の2月からAとBにトラブルがあったことも推測されるが、指導の記録は残っていない。■学年の4月の■の授業後、Aに対する悪口はB以外の■からもなされており、それにより、Aは心身の苦痛を感じていた。このことは、5月10日、11日にAが保健室を利用していたこと、5月12日にAの保護者が持参したメモに心身ともに疲れ始めているとの記載があること、Aが4月26日以降、5月19日までの間、9日間欠席し、2日間は遅刻、早退であるという登校状況からも裏付けられる。

(4) 確認された事実

従って、■の授業におけるトラブルを大きなきっかけとして言葉によるAへのいじめが継続していたと認められる。

4 Aが希死念慮を抱いて川の近くを歩いたこと

(1) Aの心情と行動

Aは、令和4年7月下旬頃、「生きているかわからない」「今つらいなら死んじゃうか」「いなくなったら悲しむだろうな」との気持ちをもって川の周りを歩いていた。近所の住人に声を掛けられ気持ちが落ち着き、■に連絡を取っている。

(2) 調査により確認された内容

ア 令和4年12月22日、Aの保護者(■)は、教頭に、Aは川まで行き死のうとした、たまたま他の人、■の■に助けてもらい生きていると電話で話している。

イ 令和5年2月1日、教頭がAに聴き取りを行った。Aは、川の近くを歩いたことについて、「その時のことはほとんど覚えていない、土手のところ、近所の老人に声をかけられて気がついた、いつのことかも忘れた、5月上旬かな」と話している。

ウ 令和5年2月7日、市教委が同席した、保護者と学校の話し合いの場で、途中から加わったAは、「川に行ったのは7～8月頃（よく覚えていない。）」と話している。その際、保護者(■)は後から知った(9月頃)と話している。

エ 令和5年2月8日、教頭はAの聴き取りを行った。Aは、「7月の夏休みの前後、土日か夏休み、お盆前、生きているか死んでいるか、今辛いなら死んじゃおうかと思った。川のそばまでは行っていない。」、また、■にはこの日の行動について、「このままいじめがおさまるかもしれないと思って伝えなかった」と話している。

オ 令和5年3月1日に実施されたストレスチェックで、Aは、「今回のことが頭から離れられない、今回のことの夢を見る、気持ちがむしゃくしゃしてしまう、イライラする、胸がドキドキしたり苦しくなる、勉強は集中できない、また同じことが起こりそうで心配だ、眠れなかったり、途中で目が覚めてしまう、2時に目が覚める、お腹の調子が良くない、頭が痛いという症状の出る時がある」と回答している。

カ 令和5年3月6日、ストレスチェックをふまえたスクールカウンセラーとの面談において、Aは「6月くらいに川に近づいた。ぼーっとして覚えていない。死にたいというか、消えたい感じ」と答えている。

キ 令和5年2月1日の職員の聴き取り調査によると、■年■組の担任はAの4月、5月の登校時の様子について、沈んだ感じがあったと回答している。

(3) 調査委員会の調査

担任の記録、A保護者(■)作成のメモ、学校における関係■からの聴き取りから以下のことが確認できた。

ア 令和4年4月下旬の■の授業におけるトラブルをきっかけとして、AはB及び他の複数の■から「頭がおかしい」「チビ」「カバ」などの悪口を継続的に言われている。Aは、4月26日、27日を欠席し、28日は遅刻、5月10日は早退、5月12日登校前に■にいじめのきっかけといじめの内容を伝え、5月12日から5月19日まで欠席が続いている。その際の■の書いたメモには、心身ともに疲れ始めているとの記載がある。

イ 5月20日、Aは登校したものの、担任の日誌には「普通に登校 元気を装っている？」の記載がある。

ウ 1ヶ月に1回位ではあるものの悪口は続いている。Aに対する悪口が続いていたことは、Aが担任に訴えたことにより、5月20日、10月頃、12月2日の三度にわたりBがAに謝罪していたことから裏付けられる。

エ Aは、令和4年5月10日、授業中に保健室を利用し、その際の症状は「吐き気、頭痛、寒気」であり、また、5月11日、授業中、「頭痛、ドキドキ感あり、■頃友人とうまくいかず、友達とかかわることがしんどい、泣きながら話す、ゲームすることが好き、2時間休養」という保健室の記録がある。

(4) 調査委員会の聴き取り

ア A保護者(■)は、5月12日の登校前、Aは学校に行きたくないと泣いた、普段泣くような子ではない、いじめられていると言っていたと話している。

イ 教頭は、Aの保護者(■)からAが自殺を考えていたことがある、川のそばに行ったという話を12月22日に聞いているが、その時期までは確認できていない。

ウ 教頭は、12月23日の朝、AにAの保護者(■)から受けた電話の内容を確認した。

エ Aの保護者は、7月下旬、Aの■がAから携帯電話で川の近くを歩いているといった連絡を受けて自転車で迎えに行った、7月下旬の行動をAは保護者には話していない、Aの保護者はAの■からAの行動を9月頃に聞いたが、A本人に確認することはAを苦しめることになると考えてしなかった。また、11月22日の三者懇談において、Aが同席していることからAが川のそばに行ったという行動にはふれず、いじめを訴えたと話している。

(5) Aの心情と行動に対する調査委員会の判断

従って、Aに対する悪口によるいじめが、4月下旬の■の授業後にも頻繁に続いていること、その後に、欠席・遅刻・早退があること、そして、5月の連休明けに相当期間の欠席が続いていること、その後も月に1~2回は悪口が続いていることからすると、

Aがいじめによって精神的不安、辛さを有していたと判断され、令和4年7月下旬頃、悪口によるいじめにより前記のような心情を有し、川のそばを歩いていたと判断する。

(6) 調査委員会の総合的な判断

ア Aの令和4年7月下旬頃の心情と行動は、令和4年4月下旬から同年5月上旬にかけてのいじめから2ヶ月余が経過したものであり、また、川の近くを歩くといった行動が1回に止まっている。また、欠席日数も多くなく、5月20日以降は登校しているという事実もある。しかし、登校が続けられたのは、Aを支えてくれた友達がいたからであり、また、Aのいじめの訴えに対し担任がBに謝罪をさせたからである。Aに対する悪口によるいじめは、4月下旬の■■■■の授業後頻繁に続いている。また、Aはいじめの被害直後から、4月26日、27日と欠席し、28日（遅刻）、5月10日（早退）、12日から19日まで欠席している。5月10日と11日は吐き気、頭痛、寒気、ドキドキ感という症状があり、保健室を利用している。5月12日のAの■■■■作成のメモの心身共に疲れ始めているという記載は、Aがいじめられている状況を表している。そして、5月の連休明けの5月12日から19日までの間連続して欠席していることは、当時のいじめによるAの心の被害の大きさを表している。さらに、いじめは、7月下旬頃まで断続的であれ続いていた。この当時の心情について、前述したようなストレスチェックやスクールカウンセラーの面談において具体的に説明しており、いじめ被害の重篤さを表している。

イ このようないじめ被害を受けた際の心情を表した「生きているか分からない」「今つらいなら死んじゃうか」「いなくなったら悲しむだろうな」というAの言葉は、自分自身の死を強くイメージし、死を願望するものであり、希死念慮にあたる。希死念慮は、うつ病の症状にもあげられる。自殺のリスクファクター危険因子である。自殺企図、自殺念慮（自殺してしまいたいと考えること）などとともに、自殺関連行動の一つに挙げられている。Aが前記の心情を有し川周辺を歩いていたことは、Aは希死念慮を抱いて行動していたものであるから、自殺関連行動と評価され、心身に重大な被害を生じたときにあたる。

ウ 従って、Aの心情と行動は、法第28条第1項第1号のいじめによる心身に重大な被害が生じたときにあたる。なお、立法者の法第28条第1項第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」の解釈として、「自殺念慮の状況などを含め精神的な被害も重大事態となる」「自殺が生じたとき、自殺念慮の状況にあるとき、心身に疾患や重大な侵害を生じたとき」とされている。また、重大事態調査ガイドラインの重大事態の事例の中に希死念慮はあげられていないものの、事例は例示とされ、「総合的に判断」をすることとしている。

5 いじめと心身の重大な被害との因果関係について

令和4年4月下旬から同年7月下旬頃までの悪口によるいじめと、令和4年7月下旬頃に「生きているか分からない」「今つらいなら死んじゃうか」「いなくなったら悲しむだろうな」の心情を有し、川の周辺を歩いたこととの間に因果関係については、次のように判断される。

(1) いじめの継続

いじめが約3ヶ月間継続していることは、いじめを受けているAに、不安、辛さ、恐ろしさなどの心情を生じさせている。常時ではないものの、いわば断続的に悪口が繰り返されることにより、まだ止まらない、終わらない、あきらめのような気持ちが生じたであろうと推測される。また、Bから謝罪がなされているにもかかわらず、なお悪口が続いていることは、担任の先生に話しても止まらないというAを追い詰めるような状況となっている。

(2) 周りの■■■■の対応

そして、悪口によるいじめに関連して、ヒソヒソ話、周りから見られるという雰囲気、Aがいじめによる追い詰められた心情に拍車をかけていたと推測される。何よりも、悪口によるいじめがなければ、Aが生きているか分からないなどの心情に至らなかったであろうと推測される。

(3) 結論

本事案においては、Aに対する悪口によるいじめを起因として、「Aが生きているか分からない」などの心情を有し川の周辺を歩いていたという事実が判断され、法第28条第1項第1号のいじめによる心身に重大な被害を生じた場合に当たる。

第4部 本事案における学校の対応

1 いじめの認知

(1) 学校の認知

本事案については、「Aが希死念慮をもって川の近くまで行った」という行動に至らせた一連の言葉によるいじめがあったという調査結果であり、重大事態に該当する。担任がAに対するいじめのきっかけとなる■■■■の授業中のトラブル等について、A保護者(■■)から訴えを聞いた5月12日を「最初の学校の認知(以下 第1次認知)」とする。次に、教頭が「Aが希死念慮をもって川の近くまで行った」ことをA保護者(■■)からの電話で知ることになった12月22日を「重大事態としての学校の認知(以下 第2次認知)」とする。

本事案については、学校の認知について上記の二つの段階に分け、学校の対応を検証する。

(2) 教育委員会の認知

「第1次認知」としての■■■■の授業中のトラブルについて、学校は市教委には報告していない。「第2次認知」に関して、「自殺企図」の可能性があることについて、学校は12月23日に報告しているとしているが、双方に記録は残っていない。市教委からは、同時に発生していた複数のいじめへの対応を含めて、一般的な助言を行うにとどまっている。

2 初期対応

(1) 第1次認知とそれ以降

A 保護者（■）は、A の訴えを記載したメモを作成し、メモを担任に示した。担任はメモの写しを取り、保管した。担任は、「A の■に対応し、B を指導した」といった内容をワープロで記載したメモを教頭（外勤で不在）の机の上に置いただけであった。翌 13 日（金）に教頭は担任が作成したメモを確認したが、担任から直接指導の経緯等を聞くことはしなかった。当日は校長が不在であったため、教頭は週明けの 16 日（月）に担任作成メモの内容を口頭で報告したが、校長が危機感を持つには至らなかった。基本方針第 2 章で示されている「教職員がいじめ（疑いを含む）を発見したり情報提供を受けたりした場合は、速やかに管理職に報告すると共に、いじめ不登校対策委員会を機能させるなどして組織的に対応する。」といった考え方からみて、担任から教頭、教頭から校長への報告は不十分であるといわざるを得ない。少なくとも、担任は A 保護者（■）作成のメモの写しを添えて報告すべきである。また、「保護者が来校して訴えていった」という事実に対して、教頭から担任に対して詳しく問いただすといった対応が必要であったと思われる。校長が口頭で報告を受けた際にも、教頭に対して、担任から詳しく聞くようにといった指示があるべきである。なお、生徒指導提要における「課題早期発見対応」では、いじめを発見した担任は生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行う支援チームで対応することとしており、担任にはこういった視点が不十分であった。迅速に支援チームを組織して対応することができていれば、重大事態を回避できた可能性がある。

また、令和 4 年 11 月 30 日には三者懇談が行われた。A 保護者（■）からは、担任に対して、新たな手書きのメモをもとに、10 点にわたって A が継続的にいじめられているといった訴えがあった。この時の訴えの中には、B からのいじめに関する内容はあるものの、「思いつめた A は川に行って自殺を考えた」といった内容は含まれていない。三者懇談ということで A が同席していたためと考えられる。担任はこのことを受け、12 月 2 日に B を指導し A に謝罪させたとしており、担任としては解決済みとして、管理職への報告は行っていない。担任が 11 月 30 日の三者懇談後すぐに管理職に報告し、支援チームで対応する体制を組んでいれば、その後の保護者対応が円滑に進んだ可能性がある。

（2）第 2 次認知

令和 4 年 11 月 30 日以降、担任は B から A へ謝罪させるべく指導しているが、そのことを A 保護者に対して報告していない。担任の指導に不信感を抱く A 保護者（■）は 12 月 22 日に教頭に対してそれまでのいじめの内容と担任への不信感を伝えることになった。教頭はこの時初めて、「A が自殺を考えて川まで行った」という情報を得ることになる。基本方針第 3 章「重大事態への対処」の 2.「重大事態の調査」(1)として、「学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告する。」とある。本調査において、12 月 22 日以降、直ちに市教委に報告があったかどうかについて、記録が残っていない。複数のいじめ事案を抱え、本件については、「川へ行って自殺を考えた」といった行動の日時の確定が困難であり、おおよそ 7 月下旬と考えられ、第 2 次認知からさかのぼること 5 か月ほど前の行動であることから、学校は緊急性を認識しにくかったと思われる。また、「いじめ防止対策推進法」における重大事態には「生徒が自殺を企図した場合」と示しており、「川へ行って自殺を考えた」ことが「自殺企図」に

あたるかどうか、学校は判断が難しかったと予想される。本報告書では、既述（p8～p10）したように、こうした行動は「希死念慮」によるものであり、「希死念慮」はAの心理状態から推察するに「自殺企図」と同義の状況であったと判断できる。

従って、本件については自殺企図と同等の希死念慮が認められるため、生徒指導提要における「困難課題対応的生徒指導」の視点での対応が求められる。これは校内の教職員だけではなく、校外の教育委員会を含むあらゆる関係機関と連携・協働する必要性を示している。本事案においては、こうしたネットワーク型支援チームを組織する必要性があったと考えられる。

3 本来求められる対応・課題整理

（1）総論

本事案については、令和4年5月12日のA保護者（■）との面談後の報告を、出張で不在の教頭の机上にメモを置く程度にとどめていたことが初動の大きな課題である。また、5月20日にAに対してBから謝罪させたことにより解決したと考えた担任の判断について、危機感の無さを指摘しておく必要がある。また、担任から教頭、教頭から校長への報告・連絡・相談の観点からも、危機感が不足している。また、■への指導記録や教育委員会への報告記録に一部不備があり、本調査委員会の調査にも時間を要した。本件は、4月下旬に発生したトラブルをきっかけに言葉によるいじめが続き、7月下旬頃に希死念慮をもって川の近くに行ったというものであり、こうした重大事態を未然に防止できなかったのは、総じて関係者の危機感の薄さによるものである。危機の意識を高め、危機感を共有するためには、教員研修が重要な役割を果たすが、令和4年度の1学期には学校において、「いじめ防止基本方針」に基づく研修は行われていなかった。ここでは、危機管理の視点でカギとなる「日」に着目して課題を指摘する。

（2）第1次認知

5月12日はA保護者（■）が電話で来校することを伝え、13:30から担任と面談を行った。A保護者（■）はAから聞いた内容をメモし、それを持参し、次の通り状況を説明した。この日の朝、Aは泣きながら■に学校に行きたくないといい、その理由を話したとのことであり、その内容は、4月下旬にあった■の授業時間におけるBからの悪口、授業以外でも言われている悪口についてであった。

担任はA保護者（■）に対して、Bから事情を聴いたうえで謝罪の場を設けるといった回答をしている。Aは5月11日に早退して以降19日まで欠席している。20日に登校した際に、担任はBとの対面の場面を設定し、謝罪させたと本調査委員会に報告している。しかしながら、それ以降にもBからの悪口があったとAが話していることから、指導が徹底されていなかったと推察される。5月12日の午後、教頭は外勤に出いたため、担任はワープロで概要を記載したメモを教頭の机上に置いた。内容は、「■〇〇さんの件」として、『2週間ほど前、Bと授業のグループ学習でのトラブルがきっかけで悪口を他の■に吹聴され、それを聞いた複数の■からも陰口を言われていること、■が来校して相談を受けたこと、Bから事情聴取し、関係ない■にまで吹聴した言動について指導した』ことである。この時にA保護者（■）が作成・持参したメモの写しは教頭の机上には置いていないが、具体的な氏名が記載された資料を手交す

るのではなく机上に置くといった対応についても、内容の重大性から疑問がある。担任はA保護者（■）作成の手書きメモの写しについては、しばらく保管し、12月22日以降に教頭に提出している。令和5年1月24日に、学校から市教委に提出された資料においては、A保護者（■）からのメモと令和4年5月12日に担任が作成したメモを合体して作成したことが、教頭からの書面調査で明らかになっている。5月13日に教頭は担任作成のメモを確認したが、改めて担任から口頭で報告を求めることがなかった。担任も自ら報告に行くことをしなかった。校長は行事の振り替え休日であり、翌週16日に教頭から口頭でAに関するトラブルがあったものの解決した旨の報告を受けている。メモに記載のある担任のコメントは、「■からトラブルの相談を受け、当該の■に指導した」とあり、いじめの訴えであることについては明確にしていない。5月12日以前に、Aが授業日で連続して7日ほど欠席していることについても、担任は危機感をもって対応していたとは考えにくい。この段階で、適切に報告が行われていたら、重大事態を回避できた可能性がある。

また、5月12日に担任が受け取ったメモは、A保護者（■）がAの供述をもとに自らが手書きで作成したものであるが、担任にはA本人が記載したものであるといった思い込みがあり、12月23日以降に管理職がそのメモを視認した際にも、「作成者は誰か」といった確認をしていなかった。A及びA保護者（■）の思いを正確に受け取るためにも確認すべきであった。そして、6月の職員会議では、AとBとの言い合いが2件あったとの報告がなされた記録があり、その段階で組織的な調査を行うことも可能であったと考える。

(3) 第2次認知

令和4年12月22日の夜にA保護者（■）が電話で教頭に対して以下の内容（一部抜粋）を伝え、教頭は翌朝校長に報告している。

ア 4月の■の授業において発生したBとのトラブルを発端に、Bをはじめ周りの■に悪口を言われるようになった。思いつめたAは川に行き自殺を考えたが、通りがかった地元住民や■に助けられた（教頭は時期について確認はしていない。）。

イ A保護者は担任には、あわせて2回、Aが受けたいじめについてのメモを渡している。11月30日の三者懇談でも担任に相談したが、いじめの加害者である■やその保護者に指導が届いているとは思えない。担任に相談しても全く改善されない。

ウ Aが笑顔で登校できるようにしてほしい。

なお、記録としては残っていないが、A保護者（■）からは、Aへのいじめの中心人物、加担したと思われる■についても伝えられており、教頭はこれらの氏名を確認している。

(4) 学校の対応

教頭は令和4年12月23日の朝、校長に報告し、校長及び教頭が担任に聴き取りを行い、A保護者（■）の訴えが事実であることを確認した。担任としては11月30日の三者懇談後の12月2日にBからAに謝罪を行わせたことで、いじめは解決したと思っていたため、管理職への報告はしていなかった。また、Aに対するいじめを訴えたメモ

が二つあるということがわかり、教頭は担任に提出を求め、5月12日にA保護者(■)が持参したメモの写しに担任が付記したものと11月30日にA保護者(■)が持参したメモが管理職に提出された。また、教頭は令和4年12月23日にA本人から聴き取りを行い、A保護者(■)の訴えと一致することを確認した。前日のA保護者(■)からの電話内容と照らし合わせ、聴き取りを行う■をリストアップした。教頭、生徒指導主事、学年団で対応を協議し、23日から26日の間で関係■7名から事情聴取を行った。なお、23日の朝に行った管理職による担任への聴き取りとAとの面談の記録は残っていない。また、23日に教頭は校長の指示を受け、市教委へ「Aが川まで行き死のうとした」といった内容を含めて電話で報告したとされているが、双方にその記録は残っていない。

なお、令和4年12月27日には、市教委に匿名の電話があった。当該■学校でSNSの不適切な使用や暴言等により不登校となった■の存在といった内容が主であったが、BからAへのいじめは含まれていなかった。教頭は、市教委担当者から電話を受け、匿名での電話の内容と合致する2件のいじめが■年生(Aの所属する学級を含む)で発生していること、併せて、Aへのいじめも発生しており、その対応を行っていることを伝えたとしているが、Aについての報告が含まれていることを示す記録は残っていない。市教委は、教頭からの電話での説明を受け、いじめ防止対策推進法に則った対応、被害者に寄り添う指導などについて指示をしたとしているが、Aについて事案の報告を受け助言したという記録は残っていない。令和4年5月13日以降、12月22日に教頭がA■から電話を受けるまでは、担任は管理職に対してAに関するいじめの内容、Bへの指導結果を報告していない。

また、この日、「思いつめたAは川に行って自殺を考えた」という■からの訴えがあったが、Aに対する様々ないじめの中の一つのエピソードとして包括され、他の事案への対応で忙殺されていたことから、大きな課題であるといった認識に至らなかった可能性がある。しかしながら、初期対応の不手際が本事案への対応に遅れを生じさせ、保護者が不満を募らせるといった状況を生んだことは間違いない。

4 第2次認知以降の対応

本事案における初期対応については、校長が「Aが希死念慮をもって川の近くまで行った」という行動を認知した日(令和4年12月23日)以降、校長が異動となる令和5年3月末までとして検証した。

(1) 基本方針の視点

基本方針第2章「いじめ防止等のための対策の内容」の「5. いじめの対処」において、「教職員がいじめ(疑いを含む)を発見したり情報提供を受けたりした場合は、速やかに管理職に報告すると共に、いじめ・不登校対策委員会を機能させるなどして組織的に対応する。」としている。

(2) 学校の対応

教頭から校長への報告はなされたものの、組織的対応がなされていたとは言い難い状況であった。また、重要な報告・連絡・相談、及び市教委からの指示に関する記録が残っていないことは、憂慮すべき状況である。

ア A 保護者への対応として教頭は、12 月 22 日の A 保護者（■）からの電話に対し傾聴に努め、以降の連絡は担任ではなく教頭を窓口とすることにした。翌 23 日の夜に A 保護者（■）に架電し、関係する■への事情聴取をはじめ、B に対しては生徒指導主事から説諭を行うとともに、学級の座席の配慮や教員による巡回を行うことなどを伝えた。

イ 教頭は A に対して、令和 4 年 12 月 23 日に面談を行い、誰にどのような悪口を言われているかを確認したが、この時の面談記録は残っていない。A 及び A 保護者（■）の話から確認された■7 名を対象に、12 月 23 日～26 日にかけ学年団の教員を中心に聴き取りを行った。この中で、B が A に対して悪口を言っている事実が確認された。他の■の中には、自分は悪口を言っていないと回答するものもいた。B に対しては 12 月 26 日に生徒指導主事が聴き取りを行った。そこでは、担任から指導を受けて B は 11 月頃（担任による確認では 12 月 2 日）に A に謝罪している。けんかの状態で悪口を言うことがあったので、お互いに謝罪した。それ以降かかわっていないという回答を得ている。12 月 26 日まで聴き取り調査を行ったが、すぐに年末となり、令和 5 年 1 月 15 日まで冬季休業となった。

1 月 16 日から 3 学期が始まったが、A 保護者からの B 保護者に対して対面での謝罪要求があり、その必要性に疑問を持つ B 保護者との関係調整に手間取っていた。また、当時ほかに 2 件のいじめが発生しており、その対応のため、本件に絞っての詳細な調査を進めることが困難な状況であった。

(3) A に対する聴き取り調査

A に対する聴き取りは 12 月 23 日に行って以降、教頭が 2 回行っている。

1 回目は 2 月 1 日である。その際には「5 月上旬に川の土手のところに行った。当時のことはほとんど覚えていない」といった回答を得た。3 学期になってからの生活状況については、特に問題はないと答えている。12 月 23 日の朝に行った A への確認以降、他の事案への対応などがあり、1 月中には実施できていない。

2 回目は 2 月 7 日である。この日は、A 保護者と市教委担当者、教頭、生徒指導主事による面談の場を設けた。A 保護者の主訴は「いじめの件が解決されないまま、今でもいじめが続いている」ということであった。途中から保護者の意向で A を学校に呼び出し、いじめの状況について聴き取りを行った。この段階で、A は川の近くを歩いたのは 7～8 月くらいであることを思い出している。この日の面談の中で、11 名の■の氏名が上がったが、そのうちまだ聴き取り調査をしていない 6 名に対して 2 月 10 日に聴き取りを行うこととした。聴き取り結果として、自分たちは悪口を言ってはいないが、A に対する悪口は「聞いたことはある」といった回答を複数得ている。

なお、この面談の補足的な聴き取りとして、教頭は翌日 8 日の昼休みに A から、川の近くに行った時のことを再確認し、次のような回答を得ている。

○7 月の夏休みの前後、学校はない日。お昼前後。「生きているかわからない」「今っらいなら死んじゃおうか」という思いがあった。

○川の土手から体育館の橋のあたりを何度か行き来した。川のそばまでは行っていない。

○■には、このままいじめが収まるかもしれないと思って伝えなかった。

(4) 初期対応の課題

ア 聴き取りの方法や内容

令和4年12月23日以降、令和5年2月16日までに4回にわたって関係する■■■■から聴き取り調査を行っている。1回目は令和4年12月23日～26日に当事者含め8名(A、B、C、D、E、F、G、H)に対して担任を含め学年団で実施している。2回目は令和5年2月10日に関与が疑われる6名(I、J、K、L、M、N)に対して教頭・生徒指導主事を主軸に実施している。3回目は2月15日に関与及び見聞していたと思われる8名(D、E、F、G、H、O、P、Q)に対して、4回目は2月16日にはいじめ加害にかかわる2名(B、C)に実施しており、3回目と4回目には市教委担当者も加わっている。1回目の聴き取り調査では、Aの訴えに出てくる、いじめ加害者と思われる■■■■が対象となっていた。2回目の聴き取り調査では、いじめやトラブルを見聞したかどうかについてA及びAと比較的距離の近い■■■■を対象に行っていた。3回目の聴き取り調査では2月7日のAに対する教頭からの聴き取り調査の際に判明した、いじめにかかわったと思われる他の■■■■を対象とした。4回目の聴き取り調査では、それまでの調査を踏まえ、Aに対して継続的にいじめにかかわったと考えられえる2名(B、C)に対して確認を中心とした内容で行った。こういった聴き取り調査においては、4月の■■■■の授業中のトラブル、夏休み以降のSNSトラブルや秋以降にAに対して行った行動やAに関して見聞した悪口等についての情報を得ているが、Aが心理的に一番つらかったであろう6月から7月頃の情報は得ていない。また、A自身もその時期に関する記憶が曖昧であった。

イ いじめアンケート等の実施状況とAの回答

学校は、令和5年1月に、令和4年6月と11月に調査・集計したアンケートについて改めて記載内容を点検した。

Aは令和4年6月のアンケートにおいて、いじめとして「冷やかしからかい、悪口を言われる」を選んでいるが、「今は嫌な思いはしていない」と回答している。また「対処くださり、ありがとうございます。何か嫌なことを言われた場合、先生に報告のち早退し、親に報告ということになっております」と記述している。

同年11月のアンケートにおいては、自由記載欄に「夏季休業中に発生したSNSのトラブル」について他の■■■■からの伝聞といった形式で記載してあった。この段階では、学校として緊急に対応すべき事案としての意識には至らなかった。

学校は、他にもいじめ事案を抱えており、改めてアンケート調査が必要と考え、令和5年2月9日に■■■■学年のみを対象に3回目となるアンケートを実施した。そこではAは、いじめは「ある」とし、「冷やかしからかい、悪口を言われる」を選んでいる。さらに欄外には、該当■■■■の氏名とどのようなことをされるかについて記載している。具体的には「Bにクロームブックの内容を読まれる」、「C、Dたちににらまれる」「糸を投げられる」などと回答している。

この2月9日の調査を踏まえて、学校は3月1日に■■■■学年■■■■に対してストレスチェックを実施している。回答から必要性の高い■■■■を抽出し、スクールカウンセラーによる面談を行っている。Aはストレスチェックにおいて「6月くらいに川に近づいた。ぼーっとしていて覚えていない。死にたいというか消えたい感じ」と回答し

ている。Aに対するスクールカウンセラーによる面談は令和5年3月6日と3月20日に行われている。

ウ 複数の生徒指導事案への対応

令和4年12月15日に■年■組担任が■組■Rの■からいじめを受けているといった内容の電話を受ける。翌16日に■組担任も同様の電話を受け、教頭に報告し、19日には校長を含め情報共有を図っている。12月22日には■年生全員に「生活を改善するためのアンケート」を配布し、何らかの記述のある■13名を放課後に残して、事情聴取している。この調査の中で、Aに対するいじめについては表出しなかったが、Aは「BがRに対して悪口を言っている」といった記述をしている。この事案に関して、23日の放課後にBを含む4名に指導を行っている。この事案については、Aへのいじめにかかる調査と並行して行い、12月27日にもBを含む5名の■を学校に登校させ、聴き取りを行っている。こうした事案にかかわって他の保護者及びA保護者から、年度途中の担任交代や学級編成替えを求める声が大きくなり、学校は保護者説明会を開催するなどして、対応する必要があった。こういったことから、校長はAに対する■間のトラブルといった認識のもと、■の人間関係修復や保護者対応に注力しており、12月22日から23日の段階では7月頃に希死念慮をもって川の近くを歩いたことが重大事態に該当するいじめであるとして認識を持つに至らなかった。

(5) 年度末から年度初めの対応

学校は市教委からの助言・指導を受けながら、他の事案に関する保護者説明会の開催や担任交代及び学級編成替えといった一連の対応を進める中、年度末を迎え、校長の異動があった。学校は新年度になって本事案について、市教委の助言を受けながら改めて整理した。令和5年度の着任した校長は、Aが「死にたいというより、消えたい感じ」といった希死念慮を持ち、川の近くを歩いたことは、いじめ重大事態に該当すると判断し、令和5年7月7日にいじめ重大事態発生報告書を提出した。

5 学校の情報共有

(1) いじめアンケート

学校は例年、1年に2回「いじめアンケート」を実施している。1回目は5月に実施し、6月にまとめ作成、2回目は10月に実施し11月にまとめ作成となっている。令和4年度は特別に令和5年2月9日にも■学年に対して実施している。

Aは令和4年5月のアンケートにおいて、「冷やかしかからかい、悪口を言われる」に○をつけ、嫌な思いをしたことがあるとし、今は「ない」と回答している。また自由記述欄に「対処くださり、ありがとうございます。何か嫌なことを言われた場合、先生に報告のち早退し、親に報告ということになっております」と記述している。これは、担任がBを指導したのちに記載したものであると考えられる。10月のアンケートでは、「嫌な思いをしたことはない」と回答し、「一応お伝えしておきます。とある人に私が友人のマスク付きの写真が友達内のSNSで1日間だけ、公開されていたと聞きました。SNSをあげた本人と本人の友達の顔は隠されていました」という記述があり、夏休み中の出来事を記載している。この件についてはA保護者含め2名の保護者から学校に抗

議があり、関係した[]に対して指導している。令和5年2月のアンケートにおいても、「冷やかしからかい、悪口を言われる」に○をつけ、嫌な思いをしたことがあるとし、Bに悪口を言われたこと、他の[]からも悪口を言われたり、糸を投げられたりしたと記述している。

いずれにしても、学校がアンケート結果を踏まえ、積極的に活用を図り、いじめの未然防止に役立てたといった経過は見えてこない。いじめ対応のほとんどが、保護者からの苦情や抗議から始まっている。アンケートの集計はしているものの、単なるルーティーンになってしまっている可能性がある。

(2) 管理職の対応

いずれの場面でも、校長のリーダーシップが見えてこない。書面や聴き取り調査からは、教頭が保護者の対応窓口になるとともに、関係する[]への聴き取りなども行っていた。校長自ら、リーダーシップを発揮し、担任等に対して、いじめ防止基本方針に基づく研修を行うとともに、報告・連絡・相談の重要性について意識喚起を行っていれば、防ぐことができた可能性が高い。

6 いじめ・不登校対策委員会

令和4年度において、「第1回いじめ・不登校対策委員会」(以下 対策委員会という)が開催されたのは令和4年12月22日の午後である。これは、本件とは別に発生したRへのいじめ事案への対応のために、校長、教頭、生徒指導部が参集して開催されたものである。この事案についても[]年[]組が関係しており、担任は出席している。第2回対策委員会は令和5年1月13日に開催され、ここで本件について対応も協議したが、同日夜刻に開催する[]学年保護者会の準備を中心に行っている。この保護者会は、前年夏休み期間に発生した「SNSの不適切な利用」から続くRへのいじめに関してその説明と今後の指導について説明するものであった。令和5年1月16日には、本件に関して教職員の共通理解を図る目的の研修会が開催され、そののちに第3回委員会が開催された。ここでは、本件に関係する[]への聴き取りなどの役割分担等について話し合っている。令和4年度において、対策委員会の開催は12月22日以降に3回にとどまっている。明らかに、事後対応としての開催であり、いじめの早期発見・早期対応に生かすものとなっていない。学校は、令和4年度の反省を踏まえ、令和5年度には4月から対策委員会を月例で開催し、年間14回の開催となっている。いじめアンケート結果分析はもちろんのこと、不登校[]の情報交換などを行い、適切な運用に努めていた。

7 []からの聴き取り体制

令和4年12月22日以降の[]への聴き取りの体制であるが、まずは担任団で事情確認し、令和5年2月には教頭・生徒指導主事が加わり、その次には市教委担当者が同席している。また、当事者、関与者、傍観者という関わりに応じた順序で聴き取りを行っており、段階を踏み、客観的な状況確認となっている。しかしながら、他のいじめ事案での保護者会の開催等、教職員が多忙を極めていたことなどから、本件に関して関係[]を対象とした聴き取り調査を令和5年1月には実施できていない。

8 教育委員会への報告・連絡・相談

第4部1(2)で記載してあるが、令和4年12月22日～23日にかけて、学校における管理職の対応、担任及び当該■■■■への聴き取り事項、市教委への報告などについて、詳細な記録は残っていない。市教委においても、12月23日に学校から報告を受け、指導助言を行った記録がない。また、令和4年12月27日に外部から当該学校におけるいじめなどに関する相談が市教委に寄せられ、その内容を当該学校に伝えた記録はあるが、本案件は含まれていない。また、本事案が「重大事態」の可能性のあることについて、学校と市教委での認識に齟齬があり、判断できずにいたが、最終的には北海道教育委員会からの助言があり、報告書の提出となった。

第5部 教育委員会の対応

「恵庭市いじめ防止基本方針」（平成26年11月制定・平成31年1月改訂）において、第2章の1に「教育委員会が実施する施策」として、(2)の②に「ケース会議」、(5)の①に「学校に対して、いじめ防止等に関する必要な助言及び指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、状況に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等による支援を行うなど、いじめ解決のための対応にあたる」とある。本事案においては、学校と連携してスクールカウンセラーの派遣は行われており、一定の効果があつたと考えられるが、本事案についてはより早期の実施が必要であつた。

1 本事案認知後の学校への指導

市教委としては、令和4年12月23日に報告を受けたことになっているが、学校・教育委員会双方に電話受理の記録がない。また学校からの報告内容に「川に行って自殺を考えた」という情報が含まれていたかについても不明である。また、同年12月27日の外部からの相談電話を受け、市教委は学校に情報提供しているが、この場面で本事案についての内容は含まれていない。他の■■■■に対するいじめ案件の調査が同時進行で行われており、学校は混乱状態であつたと予想できる。なお、市教委保存資料として、A保護者が作成した二つのメモが学校から送付され、令和5年1月24日付で受付されている。少なくともそれ以前には本事案について概要を把握していたと予想できる。いずれにせよ、市教委から学校への指導については、12月27日に、スクールソーシャルワーカーから「いじめ防止対策推進法に則り対応を、被害者に寄り添うように、顔を見て話したらよい」といった電話での指示が記録されているだけである。この助言は一般的であり、妥当なものであるが、令和4年12月27日にあつた他のいじめ事案に関する外部からの電話を受けての助言である。令和5年1月から2月にかけて、他の事案に関する保護者説明会の実施に関して、学校が市教委と相談した記録は残っており、こうした場面での指導・助言は適切であると考えられる。

また、学校は3月1日には■■年生対象にストレスチェックを行い、必要性が見られた生徒には、養護教諭の面談を経てから、市教委が派遣したスクールカウンセラーによる面談を行っている。

2 重大事態の扱いについての判断

重大事態の扱いとしての判断については、市教委からの助言により、学校が判断するに至ったものである。

市教委は北海道教育庁石狩教育局に相談し、令和5年1月31日には、教育局から報告様式等資料の提供を受け、同年2月22日に「自殺未遂背景基本調査」を提出している。報告内容を吟味し、北海道教育委員会では重大事態として扱うよう市教委に対して5月に助言している。これを受けて学校からは7月7日に「いじめ重大事態発生報告」が市教委教育長あて報告された。

学校がAに対するいじめの状況を把握した時点と「希死念慮」を抱いて川の近くを歩いたというAの行動があった時期に大きな隔たりがあり、関係者の記憶も曖昧な点が多かったため、聴き取り調査に手間取ったこと、他にも並行して複数のいじめ対応があったことから、本事案のみに注力できなかったことなどから、学校の判断が遅れたことはやむを得ないと考えられる。こういった場合にこそ組織的な対応が必要であり、市教委からの支援が求められる。

第6部 再発防止策

1 学校のいじめ防止基本方針といじめ対策組織の適正な整備及び運用

どのような「方針」も関係者が趣旨を把握し、その具体的な運用について十分な理解があつてこそ、存在意義がある。本事案では、令和4年度の1学期において学校ではいじめに関する校内研修を実施していなかった。市教委は各学校に対して、年度初めに校長会等を通じて、こういった研修を年度の早い段階で行うよう周知徹底を図っているとしているが、実際に各学校が開催したかどうかのタイムリーな把握は確認されていない。

また、令和4年12月に改訂された生徒指導提要の考え方を反映した「いじめ防止基本方針」に改訂することが求められる。各小中学校において、生徒指導提要の趣旨を理解するための研修を行うとともに、必要な改訂を行う必要がある。

(1) 事案発生時と現在の当該学校の基本方針と対策組織

事案発生時には、学校の教職員の基本方針への理解が不十分であつたと予想される。特に他校からの異動後1年目2年目の教員にそういった傾向があり、当時の■年■組の担任も着任■年目であつた。基本方針については、学校ごとに大きな違いはないものの、教員は異動のたびに確認することが必要である。学校もそのための研修の機会を確保すべきである。

(2) 学校における適正な体制整備の在り方

令和4年度の状況を踏まえ、令和5年度には新しく着任した校長のもとで、「いじめ不登校対策委員会」を月例で開催するとともに、いじめアンケート実施後にはこのための委員会を開催するなどして、年間に14回の委員会を開催している。令和6年度にも継続しており、体制整備が図られている。

(3) 教育委員会における適正な体制整備の在り方

市教委において、教育支援課は業務が多岐に及び、学校への指導助言のほか、多くの事務処理を行っており、それらに対応した十分なスタッフの配置が望まれる。特に、学

校の危機管理に関して指導助言を担う人材（学校現場に精通した指導主事等）を配置するなどして、学校を支援する体制づくりの整備を検討する必要がある。

2 教職員の研修

改訂された生徒指導提要の考え方に基づくいじめの未然防止・早期対応をテーマとした研修は重要であり、特に年度当初に校内研修を行うことが強く望まれる。併せて、市教委は実施状況を把握し、開催時期等を確認するとともに、内容に不足が見られる場合は、再度の実施を求めるなど、各学校のいじめに関する校内研修を充実させる必要がある。

また、校外研修として、市教委主催の生徒指導主事研修を年間複数回実施し、各学校の取組について交流するとともに、グループワークやケーススタディーなどを通じて、校内研修に生かせる事例を共有する必要がある。

3 地域の教育力の活用

恵庭市内の小中学校では令和 3 年度までにすべての小中学校において、学校運営協議会（コミュニティースクール）が組織され、地域連携を図っており、当該学校も例外ではない。日ごろから保護者が気軽に学校を訪れ、時には授業にも参加するような雰囲気を作っておくことが望まれる。こうしたことで、学校運営に保護者が協力できる環境を整備することで、児童生徒間のトラブルの未然防止、早期解決、いじめのない学校づくりが期待できる。

